

副 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書

都市計画法第43条第1項の規定による  $\left( \begin{array}{c} \text{建 築 物} \\ \text{第一種特定工作物} \end{array} \right)$  の  $\left( \begin{array}{c} \text{新 築} \\ \text{改 築} \\ \text{用途の変更} \\ \text{新 設} \end{array} \right)$

の許可をしたので通知します。ただし、下記の条件をつけます。

許 可 番 号 ( 口 - - 第 号 )  
許 可 年 月 日 年 月 日

市 郡 丁目 町

様

福井市長

印

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在 福井市 地 目 面 積 $m^2$
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4 都市計画法及び同法施行令該当条文	都市計画法第34条第 号 都市計画法施行令第36条第1項第3号 ( ) その他 ( )
5 その他必要な事項	
許可条件	

- 備考 1. 印のある欄は記載しないこと。  
2. この通知書は大切に保管してください。  
3. この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により福井市開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、60日以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。）。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する判決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。）提起しなければなりません。（なお、6月以内であっても、この判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- （1） 審査請求があった日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
  - （3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。